

平成十七年二月

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人
(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するた
めの議定書の説明書

外
務
省

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
一一	議定書の内容	二
1	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係	二
2	目的	二
3	用語	二
4	適用範囲	三
5	犯罪化	三
6	人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供	三
7	受入国における人身取引の被害者の地位	三
8	人身取引の被害者の送還	四
9	人身取引の防止	四
10	情報交換及び訓練	四
11	国境措置	四
12	文書の安全及び管理	四
13	文書の正当性及び有効性	五

14	保留条項	五
15	紛争の解決	五
16	効力発生	五
	三 議定書の実施のための国内措置	五
(参 考)		六

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 国際的な組織犯罪が近年急速に複雑化し、深刻化してきたことを背景として、これに効果的に対処するためには、それぞれの国が自国の刑事司法制度を強化するのみならず、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠であるとの認識が高まった。

(2) このような認識の下、平成六年（千九百九十四年）十一月にイタリアのナポリで開催された国際的な組織犯罪に関する世界閣僚会議において、国際的な組織犯罪に対処するための国際協力の促進を目的とした国際文書の作成を検討することが提唱された。これを受け、平成十年（千九百九十八年）十二月、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約及び人身取引等組織的な犯罪集団により行われる典型的な犯罪行為に対処するための法的文書の起草について議論するための政府間特別委員会が国際連合総会決議によって設立された。

(3) 政府間特別委員会は、平成十一年（千九百九十九年）一月に審議を開始し、平成十二年（二千年）十月に開催された第十一回特別委員会において、この議定書の案文についての合意が成立した。この議定書は、平成十二年（二千年）十一月十五日に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約と併せて国際連合総会において採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、人身取引を防止すること等を目的として、人身取引に係る一定の行為の犯罪化、人身取引の被害者の保護、人身取引の防止措置、国際協力等につき規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、人身取引に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 人身取引に係る行為を犯罪として定めること。
- (2) 人身取引の被害者に対し、(イ)私生活及び身元関係事項の保護、(ロ)訴訟上の手続に関する情報の提供、(ハ)適当な住居、カウンセリング、医学的援助等の提供等、被害者を保護するための措置をとること。

- (3) 人身取引の被害者の送還を容易にし、及び受け入れること。
 - (4) 情報交換等の分野において国際協力を促進すること。
 - (5) 人身取引を防止するために、国境管理の強化、旅行証明書の安全管理等の措置をとること。
- 4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、これまで、人身取引に対処するための国際協力に積極的に参加してきており、この議定書の交渉を促進するために大きな役割を果たしてきた。また、人身取引は重大な人権侵害であり、迅速かつ的確な対応が必要であるとの認識の下、昨年（二千四年）十二月に「人身取引対策行動計画」を策定し、その中で主要な施策の一つとしてこの議定書の締結を掲げている。深刻化する人身取引に対する国際的な取組に貢献するためには、我が国がこの議定書を締結し、その効果的な実施のために引き続き主導的な役割を果たすことが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係（第一条）

- (1) この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。
- (2) 同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。
- (3) 第五条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

2 目的（第二条）

この議定書は、(1)人身取引を防止し、及びこれと戦うこと、(2)人身取引の被害者を保護し、及び援助すること、並びに(3)(1)及び(2)の目的を実現するために締約国間の協力を促進することを目的とする。

3 用語（第三条）

(1) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはせい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用

いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含む。

(2) (1)にいう手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(1)にいう搾取について同意しているか否かを問わない。

(3) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は收受することは、(1)にいういずれの手段が用いられない場合であつても、人身取引とみなされる。

(4) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

4 適用範囲 (第四条)

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第五条の規定に従つて定められる犯罪であつて、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の被害者の保護について適用する。

5 犯罪化 (第五条)

(1) 締約国は、故意に行われた第三条に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(2) 締約国は、自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、(1)に従つて定められる犯罪の未遂等を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

6 人身取引の被害者に対する援助及び保護の提供 (第六条)

(1) 締約国は、適当な場合には、自国の国内法において可能な範囲内で、人身取引の被害者の私生活及び身元関係事項を保護する。

(2) 締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者に対して関連する訴訟上の手続に関する情報等を提供する措置を自国の法律上又は行政上の制度に含めることを確保する。

(3) 締約国は、適当な場合には、非政府機関その他の関連機関及び市民社会の他の集団と協力して、人身取引の被害者の身体的、心理的及び社会的な回復のために、適当な住居、カウンセリング、医学的援助等の提供を含む措置をとることを考慮する。

7 受入国における人身取引の被害者の地位 (第七条)

締約国は、適当な場合には、人身取引の被害者が一時的又は恒久的に当該締約国の領域内に滞在することを認める立法その他の適当な措置をとることを考慮する。

8 人身取引の被害者の送還（第八条）

(1) 締約国は、不当に遅滞することなく、人身取引の被害者であつて、自国民であるもの又は受入締約国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を、その者の安全に妥当な考慮を払いつつ、容易にし、及び受け入れる。

(2) 締約国が人身取引の被害者を他の締約国に送還する場合であつて、その者が当該他の締約国の国民であるとき、又はその者が受入締約国の領域に入った時点で当該他の締約国に永住する権利を有していたときは、その送還は、その者の安全及びその者が人身取引の被害者であるという事実に関連するあらゆる法的手続の状況に妥当な考慮を払いつつ行われる。

9 人身取引の防止（第九条）

締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うことについての包括的な政策等を定める。締約国は、人身取引を防止し、及びこれと戦うため、調査、情報提供活動等の措置をとるよう努める。

10 情報交換及び訓練（第十条）

締約国の法執行当局、出入国管理当局その他の関係当局は、適当な場合には、自国の国内法に従つて情報を交換することにより相互に協力する。締約国は、人身取引の防止に当たる職員を訓練し、又はその訓練を強化する。

11 国境措置（第十一条）

締約国は、可能な範囲内で、人身取引を防止し、及び探知するために必要な国境管理を強化する。締約国は、商業運送業者によつて用いられる輸送手段が第五条の規定に従つて定められる犯罪の実行に利用されることを可能な範囲内で防止するため、立法その他の適当な措置をとる。

12 文書の安全及び管理（第十二条）

締約国は、利用可能な手段の範囲内で、自国が発給する旅行証明書等が容易に悪用されず、かつ、容易に偽造されない品質であることを確保するために必要な措置をとる。

13 文書の正当性及び有効性(第十三条)

締約国は、他の締約国から要請があつた場合には、自国の国内法に従い、合理的な期間内に、自国の名において発給された旅行証明書であつて人身取引において使用されている疑いがあるもの等について、その正当性及び有効性を確認する。

14 保留条項(第十四条)

この議定書のいかなる規定も、国際法の下における国家及び個人の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。この議定書に規定する措置は、人身取引の被害者であることを理由にその者を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。

15 紛争の解決(第十五条)

締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

16 効力発生(第十七条)

この議定書は、四十番目の批准書等が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、刑法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

六

1 採択 平成十二年十一月十五日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十五年十二月二十五日

3 署名国 百十七箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、大韓民国、キルギス、ラトビア、レバノン、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ニジエール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントビンセント、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、欧州共同体

4 締約国 平成十七年二月一日現在 七十九箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、カーボヴェルデ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フランス、ガンビア、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ジャマイカ、ケニア、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリ

ア、リビア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ、マルタ、モリシヤス、メキシコ、モナコ、ミャンマー、ナ
ミビア、ニュージールランド、ニカラグア、ニジエール、ナイジエリア、ノルウエー、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、
ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セネガル、セルビア・モンテネ
グロ、セーシェル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、タジキスタン、チュニジア、トル
コ、ウクライナ、ベネズエラ